

講演会② 2025年6月7日(土)・再放送6月14日(土)  
 主催：(一般社団法人)障がい児成長支援協会  
 共催：児童デイサポート「らぐらす」上中条

## 『特別支援が必要な子どもの 就労とお金の話』

- ・手帳がなくても受給者証で就労支援が受けられる
- ・何もしないと二十歳からの障害年金がもらえない？
- ・課題のある子の就労の種類と必要な力とは何か？

(一般社団法人)障がい児成長支援協会 代表理事・協会長  
 中部学院大学非常勤講師 山内 康彦

## 障害者手帳は三種類

「身体」「療育(知的)」「精神」の三種  
 ◎どの手帳でも大丈夫！ 手帳の有無が重要  
 ※障害の重さ・手帳によって福祉サービスが変わる

- (注意①) 手帳がなくなるケースがあります  
 ※児童相談所で見通しを聞くこと  
 (注意②) 手帳取得のメリット・デメリット  
 (注意③) 本人の希望を聞いて取得すること

〈手帳の取得場所〉  
 18歳まで→児童相談所 それ以降→保健所

## 障害者福祉サービスについて

- I 全国一律サービス(自立支援給付)  
 II 地域(市区町村)サービス(地域生活支援事業)  
 の2種類がある。→計画相談事業所へ

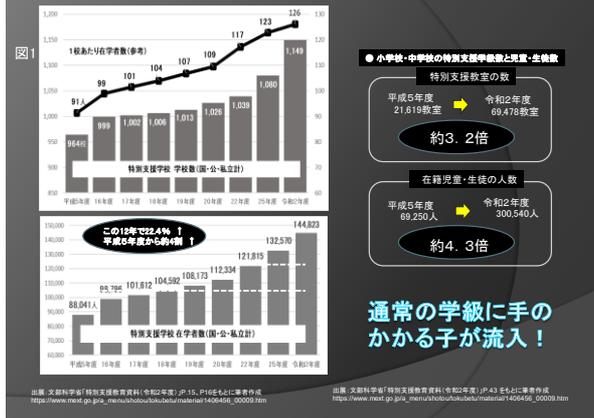
### 自立支援給付①「介護給付」のサービス

※障害支援区分(区分1~6)が必要

- 居宅介護 ○行動援護 ○生活介護
- 短期入所 ○施設入所支援等

### 自立支援給付②「訓練等給付」のサービス

- 自律訓練 ○就労移行支援 ○就労A・B型
- 就労定着支援 ○グループホーム等



## 特別支援が必要な子ども達の増加

### ■データ①

小中学校の通常学級における発達障害の子ども

全国 8.8% (前回6.5%)

特別支援は、もはや“特別”ではない！

### ■データ②

小中学校の通常学級における発達障害の子ども

小学校7.7人に1人 中学校2.0人に1人

※更に、“保健室登校”などの予備軍も多数有

## 恐るべし！特別支援学校高等部の就職率

■特別支援学校高等部卒業者の就職率は・・・

全国 32.3%

なんと3人に一人しか就職できていない！

これが現実！「保護者として」「学校として」「行政として」「放デイ」として、今何ができるのか？を早期から考えていく必要がある。

### 就労の違い①

#### 授産所

その子なりのできることをやる  
☆簡単な作業が短時間でできればよい  
☆預かり的な要素も正直ある

(例) クッキーやパンの製造  
1ヶ月で3,000円～5,000円?

### 就労の違い②

#### B型作業所（障害者のパート）

雇用契約を結ばないので  
→賃金ではなく“工賃”最低賃金より低い  
しっかりと作業ができないとダメ  
☆働いた時間だけ給料がもらえる  
☆仕事がなくなれば簡単に解雇される

全国の工賃平均は1ヶ月で17,031円  
月額3000円以下は×（※令和4年度）  
社会保険の加入不可。年次有給休暇も無。

### 就労の違い③

#### A型作業所（雇用契約を結ぶ）

雇用契約を結んだ上で働く（一般就労に近い）  
→1日の実労時間は4～8時間程度

一定の時間毎日仕事ができること  
☆65歳まで継続して就労な所が多い  
☆基本的に会社が有る限り継続

全国の平均賃金は1ヶ月で83,551円  
（※令和4年度）  
社会保険の加入可。年次有給休暇も有。

### 就労の違い④

#### 一般就労（障害者枠）

障害者雇用促進法によって義務

☆企業に対して2.3→2.5%以上へ  
☆国及び地方公共団体2.6%  
☆都道府県等の教育委員会2.5%

※今後は4年かけて2.7%へ？  
守らない企業に対してはペナルティーもあるが、なかなか進まない！ その理由は？

### そこで今…『特例子会社』の促進

“特例子会社”とは、障害者の雇用促進と安定のため、雇用にあたって特別な配慮をする子会社のことで、認定を受ければ親会社及びグループ会社全体の障害者雇用分として実雇用率を算定することができる。

(例) 自動車会社→クリーニング会社  
製造業→清掃業

### 就労の違い(山内の指導経験から)

○7歳未満の力なら養護施設  
○まず働くには（7歳の力）  
○B型へ行くには（9歳の力）  
○A型に行くには（12歳の力）  
○中学生の社会性が身について  
「一般就労」が、ほぼ可能となる  
「中学生の社会性」→「義務教育でつけたい社会性」→「一人で自立して生きていくために必要な最低限の社会性」という事

## まずは、以下の5つの力を身につけること！

- 1 自分のことができる**身辺自立の力**
- 2 自力通学・通勤できる**移動の力**
- 3 長時間仕事ができる**作業の力**
- 4 相手のコミュニケーション  
**意志交換ができる力**
- 5 仲間と一緒に仕事ができる  
**集団に参加できる力**
- 6 気持ちをコントロールする  
**自己を統制できる力**

## 18歳以降に就労が出来なかった場合

「放課後等デイサービス」と同じ  
→手帳必要なし→「**診断名**」だけで利用可

- ①**就労移行支援事業**（18歳～65歳まで）
  - ◎本人に合った就労訓練（最大2年間）
  - ◎就労場所の紹介
- ②**就労定着支援事業**
  - ◎「ジョブコーチ」等の派遣
  - ◎本人の就労が定着するまでサポートしてくれる

## 『就労移行支援事業』って何？

“就労移行支援事業”とは、障害者総合支援法を根拠とする障害者への職業訓練制度であり、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる**65歳未満の者**を対象とした支援事業のこと  
→うまく続かなかったときは再度利用が可能

## 『就労定着支援事業』って何？

“就労定着支援事業”2018年に新たに創設された障害者総合支援法を根拠とする障害者福祉サービスの一つ。障害者が企業に勤める際の課題を把握し、企業などが課題解決に必要な支援（企業と家庭との連絡調整等）を行う事業のこと  
→『ジョブコーチ』等の活用がある

## 最後に・・・将来の準備は進んでいますか①

### 【障害年金と障害者年金の違い】

障害年金とは、障害や病気によって仕事が制限される方、日常生活に支障がある方を対象とした国の年金制度です。時々“障害者年金”と言い間違えられて、「障害者手帳」と同様の制度と思われる方がいますが、これらは別の制度であり、障害の認定基準が違います。

つまり、障害者手帳の有無にかかわらず、ケガや病気による障害状態にあり、条件を満たしていれば受給の可能性が有ります。

障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の翌月分から年金を受給できる。

## 最後に・・・将来の準備は進んでいますか②

### 【障害年金】公的年金の1つ

1「障害基礎年金」と2「障害厚生年金」がある  
《注意》

- ・障害年金は初診日に加入していた公的年金制度により支給される年金の種類が決まる
- ・また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられている。

◎障害年金制度はとてわかりにくい制度です。初診日や納付要件、障害の程度、障害の程度を判定する日、対象となる疾病、年金の額など

※**障害の認定日が非常に重要になるケース多い！**  
社会保険労務士、年金事務所などの専門家に聞く

## 最後に・・・将来の準備は進んでいますか③

### 【18歳までに準備するとよい3種の神器】

- 1 実印登録
- 2 通帳二つ
- 3 マイナンバーカード

### 【後见人】

- 1 必要なのか？
- 2 費用は

### 【財産の残し方】

- 1 貯金や土地
- 2 生命保険信託

ご清聴ありがとうございました



### オススメ ほめる育て方や進路についてわかる本！

- ①特別支援教育って何？
  - ②特別支援が必要な子どもの進路の話
  - ③特別支援が必要な子どもの「就労・進学・進路」相談室
  - ④特別支援が必要な子どもの高等学校進学の話→※新刊
- WAVE出版→書店・アマゾン等で購入可能！

